

## 令和3年度 岡山市給付型奨学金 奨学生特例募集要項

### 【新型コロナウイルス感染症拡大に伴う家計急変世帯の高校生等対象】

この奨学金は保護者等が岡山市にお住まいで、高等学校等に在学し、経済的理由により修学が困難な高校生等を対象に、成績審査を行わず、返還不要な奨学金を年度内に1回給付するものです。

既に令和3年度の募集は9月30日に締め切ったところですが、新型コロナウイルスの影響により収入が大きく減少した世帯の高校生に対して、特例要件を設け、新たに募集を行うことといたしました。

当初の募集で所得要件により給付対象とならなかった方も、要件を満たす場合は申請できます。

この募集要項の内容を保護者の方と一緒によく確認した上で、申請期限までに申請手続きを行ってください。

岡山市給付型奨学金制度（特例募集）の概要	
募集期間	令和3年11月1日（月）から 令和3年12月24日（金）まで
対象	次ページの資格要件を満たす人 ◎当初の募集で給付決定を受けていない人 ◎新型コロナウイルスの影響で家計が急変した人
募集人数	資格要件を満たす人全て
給付金額	60,000円（通信制は37,000円）
給付回数	年度内に1回
給付時期	令和4年3月を予定

岡山市こども福祉課

給付対象者に該当するか、資格要件を確認してください。

当初の募集（令和3年8月2日～9月30日）の募集で、給付決定を受けている人（令和3年10月末決定通知予定）は対象となりません。

## 1 特例募集の資格要件

次の全てに該当する人

- (1) 保護者等が岡山市内に居住している人
- (2) 高等学校等に在学している人
- (3) 学業を続けようとする意志のある人
- (4) 高等学校等に入学した年度の4月1日時点において17歳以下である人
- (5) 新型コロナウイルスの影響で家計が著しく減少し、申請日時点において世帯に属する人全員の、令和3年1月1日から12月31日までの収入が、市民税所得割額0円相当になると認められる人

※生活保護世帯、児童養護施設等で特別育成費が支弁されている場合は対象外です。

※(1)(2)(3)については、基準日（令和3年7月1日。秋入学者の場合は入学日）において要件を満たしていること。

※(5)に該当する人とは、家計急変前の収入+家計急変後の収入の金額が、下表の金額となる人が目安です。11月、12月など、収入が確定していない場合は、家計急変後の月平均額で計算します。

### ※参考 市民税所得割額が0円となる収入の目安

世帯構成	収入見込	所得見込
2人世帯	2,043,000円未満	1,350,000円未満
3人世帯	2,215,000円未満	1,470,000円未満
4人世帯	2,715,000円未満	1,820,000円未満
5人世帯	3,215,000円未満	2,170,000円未満
6人世帯	3,215,000円未満	2,520,000円未満
7人世帯	4,138,000円未満	2,870,000円未満

- ・給与所得者の場合は総収入、自営業の場合は営業所得が目安となります。会社員等給与所得の場合は「収入見込」欄、自営業の場合は「所得見込」欄を参照ください。
- ・失業手当は収入に含めません。
- ・他の制度による給付金は収入に含めません。

## 令和3年度収入簡易計算表

収入計算にお使いください。

※給与所得者の場合は総支給額、自営業の場合は営業所得（収入－経費）を収入欄に記載して計算してください。

	月の収入（円）	備考（家計急変事由）
令和3年1月		
令和3年2月		
令和3年3月		
令和3年4月		
令和3年5月		
令和3年6月		
令和3年7月		
令和3年8月		
令和3年9月		
令和3年10月		
令和3年11月		
令和3年12月		
合計（年収見込み）		

※11月、12月など、収入が確定していない場合は、家計急変後の月平均額で計算します。

### ※参考 市民税所得割額が0円となる収入の目安

世帯構成	収入見込	所得見込
2人世帯	2,043,000円未満	1,350,000円未満
3人世帯	2,215,000円未満	1,470,000円未満
4人世帯	2,715,000円未満	1,820,000円未満
5人世帯	3,215,000円未満	2,170,000円未満
6人世帯	3,215,000円未満	2,520,000円未満
7人世帯	4,138,000円未満	2,870,000円未満

金額はあくまで目安です。世帯構成等により異なる場合があります。

申請書類を確認してください。

## 2 申請に必要な書類

①	岡山市給付型奨学金申請書（様式1号）	岡山市ホームページまたは在籍している学校から入手してください。
②	在学証明書兼推薦書（様式2号）	現在在籍している学校で証明を受けてください。
③	世帯全員の住民票の写し（続柄入りのもの） ※窓口で取得するものを「住民票の写し」といいます。コピー不可。	基準日以降に発行された、申請者と同一の世帯に属する方及び単身赴任等で別居しているが生計を同一としている方のもの ※保護者等が岡山市に住民登録されていることが必要です。
④	世帯全員の令和3年度の「市(区町村)民税課税証明書」 ※右下の摘要欄に「課税資料なし」の記載がないものの。記載がある場合は各市税事務所で申告を行ってください。	④で提出する住民票に記載されている世帯員全員の課税証明書を提出してください。 ※ただし、令和3年4月1日時点で18歳未満かつ就学している人、及び、義務教育就学前の人の課税証明書は不要です。 ※令和3年1月1日時点で住民登録のあった自治体から入手してください。
⑤	①で記入した振り込みに使用する口座の写し	支店名、口座番号のわかるページ（表紙をめくった1ページ目）をコピーし、提出してください。
⑥	申請者（高校生等）の健康保険証の写し	記号・番号・保険者番号を黒塗りし提出してください。
⑦	家計急変申告書（様式あり）	令和3年度に市民税が課税されており、新型コロナウイルス感染症の影響により非課税相当の収入になると見込まれる方を記入してください。
⑧	家計急変を証明する書類	離職票、雇用保険受給資格証、解雇通告書、破産宣言通知書、廃業届出 等
⑨	家計急変前、家計急変後の収入を証明する書類	家計急変前～後の給与明細書（令和3年1月から申請時点での最新月分まで） 税理士又は公認会計士の作成した証明書類 等

※その他、審査のために表に記載のある書類以外の提出をお願いすることがあります。

※同一世帯で複数人の申請を行う場合は、2人目以降の申請書類について、③④⑦⑧⑨についてはコピーしたものを提出して差し支えありません。

※①②⑦について、岡山市所定の様式となります。ホームページからダウンロードいただくか、在学におたずねください。

申請書類を岡山市こども福祉課に期限までに提出してください。

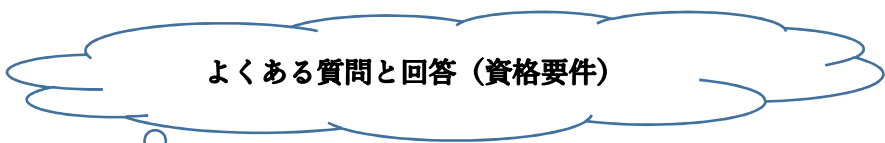
### 3 申請書類の提出期限及び提出先等

#### (1) 提出先・提出方法

申請書類を全てそろえ、郵送もしくは持参で岡山市こども福祉課に提出してください。  
※在籍している学校でとりまとめは行いませんので、必ず岡山市こども福祉課へ直接提出をお願いします。

#### (2) 提出期限

令和3年12月24日（金） 必着



Q 1	高等学校等とはどの範囲を指しますか？
A 1	本奨学金の対象としている高等学校等とは、「高等学校」、「中等教育学校後期課程」、「高等専門学校第1～3学年」、「専修学校高等課程（修業年限が3年以上）」です。「特別支援学校」は対象外です。
Q 2	保護者等とは誰のことをいうのですか？
A 2	保護者等とは、基本的には親権者になります。親権を行う者がいないときには未成年後見人（法人未成年後見人や児童相談所長等を除く）となります。親権者、未成年後見人がおらず、申請される方が主として他の者の収入により生計を維持している場合、当該「他の者」になります。
Q 3	「基準日において岡山市に居住している」とは岡山市に住んでいればよいということですか？
A 3	原則として、基準日までに岡山市に住民登録をする必要があります。この日までに岡山市内に居住し、住民票を移している人が対象です。 ただし、以下のような「特別な事情」がある場合は、こども福祉課までご相談ください。 ○保護者が単身赴任や療養、親族の介護等の理由により、やむを得ず本来の世帯を離れて別居している場合 ○DV等のため、住民基本台帳事務による支援措置を受けている場合 ※「特別な事情」に当たる場合、そのことが分かる書類の提出をお願いします。
Q 4	学業を続けようとする意志はありますが、この先1年間休学する予定です。申請は可能ですか？
A 4	学業を続けようとする意志とは、申請される方の意志のみならず、在学証明書兼推薦書による在学校の証明により確認を行います。 基準日時点において当該年度中の休学や退学、停学が決まっている場合、そ

	の年度においては学業を続けることができないため、学校からの推薦を得ることができず、申請できません。
Q 5	世帯に属する人とは、住民票上の世帯を指しますか？
A 5	住民票上の世帯に加え、単身赴任等で別居している家族等、生計を一つにしている方についても対象になります。
Q 6	「市民税所得割額」はどのように確認できますか？
A 6	市民税が給与から引かれている人は、毎年6月頃に会社を通じて配布される「給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書」、それ以外で市民税を納付している人は毎年6月頃に市から送付される「市民税・県民税 税額・納税決定通知書」で確認できます。 ※「源泉徴収票」では「市民税額」の確認はできません。
Q 7	他の奨学金制度を受給している場合、岡山市奨学金の申請は可能ですか？
A 7	可能です。本奨学金は、給付型・貸与型を問わず、他の奨学金との併用を行うことができますが、他の奨学金制度について、併用が可能かどうかは個別にご確認ください。



### よくある質問と回答（提出書類、申請）

Q 8	奨学金の振込口座について、誰の口座でもよいのですか？
A 8	原則、申請者本人の口座です。口座開設できないなどのやむを得ない事情がある場合についてのみ、保護者等の口座を記載してください。 口座について、10年以上出入金等の取引がない場合、「休眠口座」として振込み等ができなくなっていることがあります。この場合は、金融機関の窓口で、休眠を解除していただく必要があります。 また、振込口座は現存する金融機関を指定してください。廃止や統廃合により現存しない場合、振り込みができません。
Q 9	通信制高校とサポート校に在籍していますが、両方の在学証明書兼推薦書が必要ですか？
A 9	通信制高校とサポート校に在籍している場合は、通信制高校の在学証明書兼推薦書のみを提出してください。
Q 10	「その他の書類」とはどのようなものを求められることがありますか？
A 10	親権者が未成年後見人である場合、戸籍謄本の写し、DVを受けて親権者一方の書類提出ができない場合、そのことを証明する書類等が考えられます。
Q 11	提出した書類は返却してもらえますか？
A 11	提出いただいた書類は結果、理由を問わず返却致いたしません。こども福祉課において、適切な方法で保管・処分を行います。

## 4 審査・決定・給付

### (1) 審査及び結果通知

岡山市が申請書類及び資格要件を確認し、奨学生を決定します。奨学生の決定後、決定・不決定に関わらず、申請者全員に結果を通知します。

結果通知は、令和4年2月下旬頃発送予定です。

### (2) 給付時期及び給付額

令和4年3月中の給付を予定しています。

学校種別	給付額
通信制以外	60,000円
通信制	37,000円

## 奨学生の届出義務、奨学金の決定取消・返還

## 5 届出義務・決定取消・返還

### (1) 届出義務

申請後及び給付決定後、下記の事項にあてはまる場合、速やかにこども福祉課へ電話等でお知らせください。届出に必要な様式を郵送します。

- ①申請者が奨学金の給付を受ける前に死亡したとき
- ②申請者が奨学金の給付を辞退するとき

### (2) 給付決定の取消

奨学金の給付決定を受けた場合においても、下記の事項にあてはまる場合、奨学金の給付決定の取り消しを行います。

- ① 偽りその他不正な手段により決定を受けたとき
- ② 申請者が奨学金の給付を受ける前に死亡したとき
- ③ 申請者が奨学金の給付を辞退したとき

### (3) 奨学金の返還

既に奨学金が給付されたのちであっても、前項(2)①～③に該当した場合は、給付決定を取り消し、奨学金全額の返還を求めます。申請書類に誤りや偽りが無いよう留意し、(1)に規定する届出の義務が発生した場合は、遅滞なく、確実に行ってください。虚偽等不正な申請を行った場合、届出事項が発生したことを故意に隠蔽するなど悪質と認められる場合は、法的手段の行使も検討します。

書類の提出先及び問い合わせ先

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号  
岡山市役所こども福祉課（奨学金担当）  
電話：086-803-1221

受付・問い合わせ時間 午前8時30分～午後5時15分  
（土・日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日を除く）



申請書等様式のダウンロードは  
岡山市ホームページから行えます。  
<https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000021677.html>